

議案第65号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

平成27年5月20日 提出

松阪市長 山中 光 茂

松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例

専決第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例について、下記のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

松阪市長 山中 光茂

記

松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例

松阪市都市計画税条例（平成17年松阪市条例第106号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から第6項まで並びに附則第7項（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松阪市都市計画税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。